

令和5年6月5日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（通知）」等の発出について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記通知に関し、このたび日本医師会より通知がありましたので情報提供いたします。

本通知は、昨年12月に公布された感染症法等改正における令和6年4月1日より施行される規定等を知らせるものです。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（通知）

（感染症法関係 別途記載した事項を除き令和6年4月1日施行）

○「新型インフルエンザ等感染症、指定感染症の患者、新感染症の所見がある者（新型インフルエンザ等感染症患者等）の入院医療を担当する第一種協定指定医療機関」、「新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症（新型インフルエンザ等感染症等）が疑われる者への診療、宿泊施設、居宅、高齢者施設等で療養する新型インフルエンザ等感染症患者等への医療を担当する第二種協定指定医療機関」の新設

・担当する都道府県が費用を負担する医療、都道府県知事による指定基準が規定されたこと。

○厚生労働大臣が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（基本指針）」、都道府県、保健所を設置する市及び特別区が定める「感染症の予防のための施策の実施に関する計画（予防計画）」において定める事項の充実

・感染症に係る医療の提供その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要な体制の確保に係る目標に関する事項が規定されたこと。

○都道府県知事が医療機関の管理者と協議し合意が成立したとき締結する、新型インフルエンザ等感染症等発生時に当該医療機関が講ずべき医療等を内容に含む協定（医療措置協定）

・協定締結は書面（電磁的記録を含む）により行うこと。

・協定の内容には、当該医療機関による必要な準備、協定の変更に関する事項、都道府県知事が必要と認める事項が含まれること。

・協議が調わないときの取り扱いが示されていること。

・都道府県知事はインターネット等で締結した協定の内容を公表すること。

○都道府県知事及び保健所を設置する市及び特別区の長が病原体等の検査を行っている機関、宿泊施設等の管理者と協議し合意が成立したとき締結する、新型インフルエンザ等感染症等発生時に当該機関等が講ずべき新型インフルエンザ等感染症等が疑われる者の検体採取又は当該検体の検査実施、宿泊施設の確保等を内容に含む協定（検査等措置協定）

○新型インフルエンザ等感染症等発生時の都道府県知事による公的医療機関等、地域医療支援病院、特定機能病院の管理者に対する講ずべき医療等の通知

・都道府県知事は通知に当たって、当該医療機関が所在する地域の状況等を勘案するとともに、当該医療機関の管理者と医療措置協定に係る協議を行う場合は、当該協議と併せて行うこととされ、協定を上回る内容を通知することは、想定されていないこと。

・通知事項は各地域の状況を勘案し、当該医療機関の機能等に応じて都道府県知事が認めるものとされ、費用の負担方法、当該医療機関による必要な準備、通知の変更に関する事項、都道府県知事が必要と認める事項が含まれること。

・都道府県知事はインターネット等で通知の内容を公表すること。

○協定を締結した医療機関等、公的医療機関等、地域医療支援病院、特定機能病院に対して、都道府県知事から求められることがある協定又は通知に基づく事項の実施状況等の報告

○新型インフルエンザ等感染症等流行初期における医療提供に要した費用の支給の基準

・都道府県知事の要請があった日から起算して七日以内に医療提供を実施すること。

・新型インフルエンザ等感染症患者等の入院医療を提供する医療機関は、三十床以上の病床数を確保し、当該感染症患者等以外の患者に対し医療を提供する医療機関と連携すること。

・新型インフルエンザ等感染症等が疑われる者への診療を行う医療機関は、一日二十人以上の診療を行うこと。

○厚生労働大臣による、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を担当する医療従事者又は当該感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するための医療提供体制の確保に係る業務に従事する医療関係者の応援の求め

・公的医療機関等、地域医療支援病院、特定機能病院、医療法上の災害・感染症医療業務の従事者又はその一隊の派遣に関する協定を締結した医療機関に対して行われること。

○都道府県による、通知に基づく措置を講ずる公的医療機関等、地域医療支援病院、特定機能病院、協定を締結した医療機関等の設置者に対する設置に要する費用の全部又は一部の補助

・各年度において、設置のために支弁した費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、行われること。

○四類感染症サル痘のEmポックスへの名称変更（三種病原体等としての別名サル痘ウイルスはEmポックスウイルスへ変更）（本年5月26日施行）

○イソニコチン酸ヒドラジド、リファンピシン、モキシフロキサシン、レボフロキサシン、ベダキリン、リネゾリドに対し耐性を有する結核菌を三種病原体等へ定義（本年5月26日施行）

○五類感染症カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症のカルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症への名称変更（本年5月26日から10日を経過した日施行）

○三種病原体等Emポックスウイルス、四種病原体等チフス又はパラチフスAの「保管、使用又は滅菌等をする施設の位置、構造及び設備」、「保管、使用、運搬（船舶又は航空機による運搬を除く）又は滅菌等をする場合」の技術上の基準変更（令和7年4月1日、本年5月26日施行）

（医療法関係 令和6年4月1日施行）

○感染症法上の協定又は通知に基づく入院医療の提供に当たっては、病院等の管理者の遵守事項「感染症患者を感染症病室でない病室に入院させないこと」は適用除外となること。

○都道府県において作成される医療計画と感染症法上の予防計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法上の新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（都道府県行動計画）間の整合性の確保

○災害が発生した区域又はそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、若しくはそのおそれがある区域に派遣されて医療の確保に係る業務に従事する者の厚生労働大臣による登録

○都道府県知事と病院又は診療所の管理者が協議し合意が成立したとき締結する、災害・感染症医療業務の従事者又はその従事者の一隊の派遣等を内容に含む協定

「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き」について（通知）
○参考として、別添手引きが作成されたこと。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要

ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)